

砺波市農業委員会 1 2 月総会議事録

開催日時 令和 3 年 1 2 月 7 日 (火) 午後 2 時

開催場所 砺波市役所 3 階 大ホール

出席した委員 2 7 名

1 番	老 健	1 6 番	江成 周彦
2 番	鴨井 克之	1 7 番	樋掛 雅彦
3 番	境 真由美	1 8 番	亀永 理恵
4 番	舘 和香子	1 9 番	平木 哲
5 番	川邊 洋	2 0 番	山本 涉
6 番	源通 一郎	2 1 番	山本 憲政
7 番	松原 光雄	2 2 番	宮崎 雄介
8 番	飯田 輝一	2 3 番	原野 敬司
1 0 番	齋藤 徹	2 4 番	前野 久
1 1 番	吉田 一馬	2 5 番	石田 智久
1 2 番	片山 雅喜	2 6 番	飛田 明雄
1 3 番	黒田 英嗣	2 7 番	野原 外茂雄
1 4 番	川邊 孝之	2 9 番	西原 登
1 5 番	土田 英雄		

欠席した委員 2 名

9 番	堀田 敬三	2 8 番	吉田 孝夫
-----	-------	-------	-------

傍聴人

なし

出席した事務局職員 2 名

主幹	大石 哲也	主査	瀬賀 晶子
----	-------	----	-------

農業振興課 1 名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

- 議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用賃借権設定転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第26号 砺波市農用地利用集積計画の協議に対し意見決定について

協議

- 協議第1号 非農地証明書の発行に伴う意見について
- 協議第2号 農用地利用計画の変更について

報告

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第3号 令和4年度砺波市農業委員会総会日程について

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度・砺波市農業委員会12月総会」を開会いたします。

本日、津田事務局長は、市議会12月議会本会議の対応によりまして、出席できないことから、私が進行を務めます。

それでは、会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会長 今回が、本年最後の総会となります。今年を振り返りますと、正月早々、記録的な大雪に見舞われ、大変な一年の始まりとなりました。被害に遭われた皆様に、改めてお見舞い申し上げます。

あっという間に季節が進み、早くも今年最後の総会となりますが、議案が多いですので、慎重審議をよろしくお願いします。

事務局 ここで、ご報告いたします。

本日は、在任委員29名中、27名が出席されています。

よって、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から、議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

議長 それでは、議席番号10番 齋藤 徹委員・議席番号11番 吉田 一馬委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

「議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページ、議案第23号をお願いします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転許可申請は、2件でございます。

(議案書全件朗読)

1番・2番の譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「下限面積要件」「地域との調和」の5つの許可条件をすべて満たしております。

1番は、農地を父から息子に贈与するものであり、2番は、耕作者が譲受人となり、売買によって所有権が移転されるものとなります。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第23号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　（「はい」の声あり）

議長 　黒田委員、どうぞ。

黒田委員 　生前贈与のため息子さんに農地を譲り渡したいと説明を受けました。ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 　他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
「議案第23号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」、賛成の方は、挙手願います。

委員 　（全員挙手）

議長 　全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。

議長 　続きまして、「議案第24号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転・転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 　議案書の2ページ、議案第24号をお願いします。
今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転・転用許可申請に対し意見決定」は、4件です。

（議案書番号1朗読）

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから4ページまでと、併せてお願いいたします。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、「既存の施設の拡張」に該当すると考えられません。

申請者は、夫が亡くなった際に、土地・建物を相続しました。相続の際に、敷地の一部が農地であることが分かり、この度、是正を図るものです。

(議案書番号2朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の5ページから8ページまでと、併せてお願いします。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、「既存の施設の拡張」に該当すると考えられません。

申請者は、自宅で習い事の教室を開いています。

これまでも駐車場が不足していましたが、この度、来客用の駐車場を1台分確保する計画としています。

(議案書番号3朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の9ページから12ページまでと、併せてお願いします。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請地は、都市計画事業により公共インフラ整備が整い、住環境が充実しているところになります。

この度、住宅メーカーからの譲渡依頼に応じることになり、4軒分の分譲住宅地を供給する計画としています。

(議案書番号4朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の13ページから16ページまでと、併せてお願いします。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請地は、都市計画事業により公共インフラ整備を整い、住環境が充実しているところになります。

この度、住宅メーカーからの譲渡依頼に応じることになり、4軒分の分

譲住宅地を供給する計画としています。

今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転・転用許可申請に対し意見決定」は、4件、6筆で約1,835㎡です。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第24号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　申請のあった4件について、ご説明します。1番については、無断転用の是正案件です。

2番は、既存の駐車場に息子さんの家を建てたことで駐車場が手狭になったため、駐車場を新設するものです。

3・4番は、分譲住宅地であり、市発展のため寄与したいと説明を受けました。

ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長 　　他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので採決を行います。

「議案第24号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転・転用許可申請に対し意見決定について」、賛成の方は挙手願います。

委 員 　　（全員挙手）

議 長 　　全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。

続きまして、「議案第25号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定・転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 　　議案書の3ページ、議案第25号をお願いします。

今月の「農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定」は、1件です。

（議案書番号1朗読）

別添の農地転用申請位置図の17ページから20ページまでと、併せて願います。

申請地は、「公共施設整備済区域」の条件に適合していることから、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請地は、申請者である譲受人の母の実家において、宅地に加え農地を一部転用し、住居を新築する計画としています。

このため、今月の「農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定」は、1件、1筆で256㎡です。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第25号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　孫世帯は市外のアパートに住んでおり、手狭になったことから、母の実家近くで、祖母の面倒を見ることも視野に含めて住居を新築するものです。ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
「議案第25号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、賛成の方は、挙手願います。

委員 　　（全員挙手）

議長 　　全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、「議案第26号 砺波市農用地利用集積計画の協議に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 　　議案書の4ページ、議案第26号、砺波市農用地利用集積計画をお願いします。

この砺波市農用地利用集積計画の公告につきましては、12月7日を予定しています。

議案書の5ページををお願いします。

今年度1回目の農地中間管理事業に対する農地の貸付者につきましては、本年10月末に締切ったところであり、48件、183筆、約37ヘクタールの申し込みがありました。

利用権設定（中間管理権）の公告は、農地の貸付者から富山県農林水産公社については本市が公告し、富山県農林水産公社から担い手については富山県が公告します。

集積・配分の集計、耕作者を含めた利用権設定の一覧は、別添に資料を用意していますので、後ほどご覧ください。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第26号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　土田委員、どうぞ。

土田委員 　　中間管理機構が仲介する利用権設定は、全体の何パーセントを占めますか。

事 務 局 　　20パーセント余りになります。

議 長 　　他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
「議案第26号 砺波市農用地利用集積計画の協議に対し、意見決定について」、賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議 長 　　全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、協議事項1号 非農地証明書の発行に伴う意見について、事務局より 説明願います。

事 務 局 　　議案書の11ページをお願いします。
また、別添の「非農地証明願位置図」の1ページから2ページまでと、併せてをお願いします。

協議事項1号、非農地証明書の発行に伴う意見につきましては、電力会社の送電線設置に関連し、願出者は15件、筆数は37筆、地目は田・畑、総面積は8,300㎡について願い出がございました。

11月24日に現地を事務局において確認したところ、すでに山林の様相を呈しており、農地として利用するには一定水準以上の物理的な条件整備が必要となり、周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用する

ことができないと見込まれ、非農地に地目を変更することが相当の対応と確認しています。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 長 黒田委員、どうぞ。

黒田委員 電力会社から送電線を立て替えたいと説明があり、現場を確認したところ、既に山林化しており、農地には復元できない状況でありました。ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
「協議事項1号 非農地証明書の発行に伴う意見について」、賛成の方は、挙手願います。

議長 長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、協議事項2号 農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の13ページをお願いします。
令和3年10月に受け付けた農振除外の願出は、13ページ3件となっております。

(除外案件の番号1朗読)

別添の農振除外申請位置図の1ページから4ページまでと併せてお願いいたします。

願出地は、商業店舗・医療・教育施設が集中した用途地域に隣接し、市街地近郊において、公共インフラ整備が整っているところとなります。

市街地において、建売及び注文住宅用地が不足していることから、市街地周辺の生活及び交通の利便性が高い願出地において、住宅団地の計画をしています。

(除外案件の番号2朗読)

願出地は、商業店舗・医療施設が集中した用途地域に隣接し、市街地近郊において、公共インフラ整備が整っているところとなります。

市街地において、注文住宅用地が不足していることから、市街地周辺の生活及び交通の利便性が高い願出地において、分譲住宅の計画をしています。

(除外案件の番号3朗読)

別添の農振除外申請位置図の9ページから12ページまでと併せてお願いします。

願出地の譲受人となる株式会社は、3市において、塵芥・廃棄物収集・産業廃棄物の処理・処分などの事業を営んでいることから、ゴミ焼却施設に近接したところに事業所及び作業員の休憩スペースを必要としています。

この度、願出地を確保することにより、業務の効率化と作業員の安全強化を図ることとしています。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項2号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　石田委員、どうぞ。

石田委員 　　1番については、私が今年まで耕作していた農地です。転用目的は、会社による建売住宅の販売です。その内、一区画は所有者の次男が購入する予定とのことです。

ご審議賜りますようお願いいたします。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　飛田委員、どうぞ。

飛田委員 　　2番については、農地の所有者と会社は、親族関係にあります。なお、耕作者の同意を得ております。

ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 　　3番目は、私からご説明いたします。県道に隣接する交通量の多い場所

に事業所等を建設するという事で、大きく環境が変わることへの懸念も残りますが、同意いたしました。

ご審議賜りますようお願いいたします。

議 長 他にご質問等は、ございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
「協議事項2号 農用地利用計画の変更について」、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号・報告第2号・第3号について、事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号・第3号朗読)

議案書の14ページ、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告 について、議案書の16ページ、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、議案書の18ページ、報告第3号、令和4年度 砺波市農業委員会総会の日程について、私からは、以上でございます。

議 長 ただ今、報告を受けた報告第1号・第2号・第3号について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会14:45)

本会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和3年12月7日

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印